

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う建築士法第22条の3の3に基づく契約書「別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項）」の提出について

平成27年6月25日より「建築士法の一部を改正する法律」が施行され、建築物の設計及び工事監理の業務に係る契約においては、同法に定められた事項を記載した書面による契約締結が義務化されました。その記載事項のうち、市の契約書に含まれていない項目については、「別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項）」を、契約書として綴じ込むこととし、次のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

1 対象業務

今後、契約する建築設計業務委託又は建築工事監理業務委託のうち、次に該当する業務が対象となります。

(1) 次に該当するもの

ア 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係るもの

イ 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えで、当該増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え部分の面積が300㎡を超えるもの

(2) (1) ア又はイに該当するものの内容の変更

2 契約締結に際しての運用手順

(1) 「別紙」の作成及び提出 (受注者 ⇒ 発注者)

落札者は、発注者から落札決定の連絡を受けた後、速やかに「別紙（建築士法22条の3の3に定める記載事項）（建築設計業務委託用）」又は「別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項）（建築監理業務委託用）」（以下「別紙」という。）を3通作成し、うち1通を工事担当課に提出してください。

(2) 「別紙」記載内容の確認及び適否の通知 (発注者 ⇒ 受注者)

工事担当課は、提出された「別紙」の記載内容を確認し、問題ないことが確認できた場合、落札者にその旨を連絡します。不備等があった場合は、FAX等にて再度「別紙」の提出を依頼します。

(3) 契約書の作成及び提出 (受注者 ⇒ 発注者)

工事担当課から確認できた旨の連絡を受けた落札者は、(1)で作成した「別紙」を綴じ込んで契約書2通を作成し、記名押印の上、契約締結日までに契約監理課に提出してください。

※「別紙」の記載内容が変更となった場合に係る契約変更についても、上記に準じた取扱いとします。

3 様式

下記の「別紙」様式については、契約監理課ホームページ「各種様式ダウンロード（工事関係）」ページからダウンロードできます。

- ・別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項）（建築設計業務委託用）
- ・別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項）（建築監理業務委託用）
- ・別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項の変更）（建築設計業務委託用）
- ・別紙（建築士法第22条の3の3に定める記載事項の変更）（建築監理業務委託用）